

TAOKA ヘルパーステーション 山手 運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人倚山会が開設する TAOKA ヘルパーステーション 山手（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護職員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下要介護者等）に対し、適正な指定訪問介護又は訪問型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 TAOKA ヘルパーステーション 山手
- 二 所在地 徳島県徳島市東山手町1丁目5

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 二 サービス提供責任者 介護福祉士及び実務者研修修了者
2名以上（訪問介護員と兼務）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- 三 訪問介護員等

介護福祉士、実務者研修修了者及び初任者研修終了者 2名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護、又は訪問型サービスの提供にあたる。

四 事務職員等

事務職員の職務は、事業所の必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 四 上記の営業日以外、営業時間以外も相談に応じる。また、電話等により24時間常時連絡が可能な体勢とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護及び訪問型サービスの内容は次のとおりとし、指定訪問介護又は訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。
(厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示すること。)

- 一 身体介護
 - 二 生活援助
 - 三 訪問型独自サービス 11、21 (要支援1及び2、週1回程度)
訪問型独自サービス 12、21 (要支援1及び2 週2回程度)
訪問型独自サービス 13、21 (要支援2 週3回程度)
- 2 次条の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 一 事業所から、通常の実施地域を越えた場合は、500円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護又は訪問型サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、徳島市、鳴門市、小松島市、板野郡、名西郡、名東郡の区域とする。

(苦情処理)

第9条 事業所は、指定訪問介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは、提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項・身体拘束等の適正化のための指針も含む)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

- 3 事業所は利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、訪問介護員等は、利用者の身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会に含む）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施
 - (4) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

（業務継続計画の策定等）

- 第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

- 第13条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1か月以内

二 継続研修 毎月1回以上

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断を定期的に行う。
- 5 事業所は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要なサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。
- 6 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要

措置を講じるものとする。

(令和3年介護報酬改定より追加されたハラスメント対策の内容です。)

- 7 事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、そのサービスを終了した日から最低5年間は保存するものとする。

附則 この規定は、平成25年4月1日から施行する。

附則 平成26年 1月21日 改訂

附則 平成26年 3月21日 改訂

附則 平成26年 8月 1日 改訂

附則 平成27年 4月21日 改訂

附則 平成28年 9月 1日 改訂

附則 平成29年 4月 1日 改訂

附則 平成29年12月 1日 改訂

附則 平成30年 4月 1日 改訂

附則 令和 2年11月 1日 改訂

附則 令和 5年 7月 1日 改訂

附則 令和 5年11月 1日 改訂

附則 令和 6年 4月 1日 改訂

附則 令和 7年 4月 1日 改訂